

## 議案第12号

### 負担付きの寄附を受けることについて

次のとおり負担付きの寄附を受けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 寄附の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市若葉台北一丁目 1番	175,319.42平方メートル (持分2分の1)
	鳥取市若葉台北二丁目 95番	344.47平方メートル (持分2分の1)
	鳥取市若葉台南四丁目 2番2	7,000.02平方メートル (持分2分の1)
校舎（講義棟、教育 研究棟、情報処理 棟）	鳥取市若葉台北一丁目 1番	16,157.23平方メートル (持分2分の1)
校舎（情報メディア センター）	”	4,680.10平方メートル (持分2分の1)
校舎（学生センタ ー）	”	2,737.63平方メートル (持分2分の1)
体育館	”	1,665.47平方メートル (持分2分の1)
クラブハウスC	”	381.51平方メートル (持分2分の1)



置		(持分2分の1)
教員住宅単身B棟	”	310.50平方メートル (持分2分の1)
教員住宅単身B棟物置	”	6.00平方メートル (持分2分の1)
教員住宅単身B棟物置	”	6.00平方メートル (持分2分の1)

## 2 相手方

鳥取市若葉台北一丁目1番1号

学校法人鳥取環境大学 理事長 八村輝夫

## 3 寄附の条件

- (1) 県は、寄附財産を公立大学法人鳥取環境大学の設立のために出資すること。
- (2) 寄附日は、公立大学法人鳥取環境大学の設立の日とすること。